

議案第 61 号
議決第 号

始良市公園条例の一部を改正する条例の件

始良市公園条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市公園条例の一部を改正する条例

第1条 始良市公園条例（平成22年始良市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 始良市総合運動公園陸上競技場については、芝生の養生期間が必要となったときは、当該施設の一部の利用を許可しないことができる。

第2条 始良市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1 始良市総合運動公園(1) 陸上競技場及び附帯施設の表を次のように改める。

1 始良市総合運動公園

(1) 陸上競技場及び附帯施設

使用区分				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
				1時間当たり	
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒		1,000円	3,000円
		上記以外の者		2,000円	
	その他に使用する場合			6,000円	9,000円
一部使用	8人制サッカーコート（1	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下の児童生徒	500円	

	面)		上 記 以 外 の 者	1,000 円
		その他に使用する場合		3,000 円
	陸 上 競 技 施 設	アマチュアス ポーツに使用 する場合	高 校 生 以 下 の 児 童 生 徒	160 円
			上 記 以 外 の 者	320 円
		その他に使用する場合		960 円
	更衣室			130 円
会議室			130 円	
放送室			130 円	

備考

- 1 許可を受けた使用時間を超えて使用した際の使用料については、30分以内の場合は1時間使用料の2分の1とし、30分を超え1時間未満の場合は1時間の使用料とする。
- 2 市外居住者が使用する場合の使用料は、上記使用料に10割を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の始良市公園条例の規定による陸上競技場の使用に係る許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。